

# 居宅療養管理指導運営規程

第1条 やなぎだ歯科 が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、適切な指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 やなぎだ歯科 が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

- 2 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 やなぎだ歯科
- 2 所在地 福岡県北九州市戸畑区境川1丁目7-23  
TEL 093-881-6262  
FAX 切替

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 歯科医師 1 人(常勤 1 名 非常勤 0 名)

歯科医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要の情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

- 2 歯科衛生士 2 人(常勤 2 名 非常勤 0 名)

歯科衛生士は、医師・歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、利用者の口腔機能の維持回復が図れるよう指示・援助を行う。

(診療日及び診療時間)

第 6 条 事業者の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。

(事業の内容)

第 7 条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

- 1 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 3 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第 8 条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 歯科医師が居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める単一建物住居者 1 人の場合 517 円、単一建物住居者 2 人以上 9 人以下の場合 487 円、単一建物住居者 10 名以上の場合 441 円とする
- 2 歯科衛生士が居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める単一建物住居者 1 人の場合 362 円、単一建物住居者 2 人以上 9 人以下の場合 326 円、単一建物住居者 10 名以上の場合 295 円とする。
- 3 1 および 2 の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等において居宅療養管理指導等を行なった場合、その地域が厚生労働大臣が定める中山間地域であるときは利用料金に 1 回につき 5%の割増料金が加算されることとする。
- 4 1 および 2 の支払いを受ける額のほか、厚生労働大臣が定める地域等に事業所が所在する場合においては、利用料金に 1 回につき 15%の割増料金が加算されることとする。
- 5 1 および 2 の支払いを受ける額のほか、厚生労働大臣が定める地域等に事業所が所在する場合かつ小規模事業所であると認められた場合においては、利用料金に 1 回につき 10%の割増料金が加算されることとする。
- 6 指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の 1 割および 2 割とする。
- 7 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いをうけるものとする。

(苦情処理)

第9条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

(事故処理)

第10条 居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備
- 3 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
- 4 成年後見制度の利用促進
- 5 苦情解決体制の整備
- 6 前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※ 第12条の措置は、令和6年3月31日までに実施する。(当該措置は令和6年3月31日までの間は努力義務とされている。)

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

- 2 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はやなぎだ歯科 が定めるものとする。

付則 この規程は令和 8 年 02 月 25 日施行する。